

2022年1月6日

適用事業所
総務人事幹部社員 各位

富士通健康保険組合
(印 略)

傷病手当金に関する健康保険法の改正について（ご通知）

当健康保険組合の運営にあたりましては、種々ご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
健康保険法の改正により傷病手当金の取扱いが下記のとおり変更となりますので、ご通知いたします。つきましては、被保険者への周知等よろしくお願い申し上げます。

記

1. 法改正の内容

傷病手当金（法定給付）の支給期間が、支給を始めた日（法定開始日）から「**通算して1年6か月分**」になります。（健康保険法第99条第4項関係）

・傷病手当金対象期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日（法定開始日）から通算して**1年6か月分（日数）の傷病手当金**が支給されます。

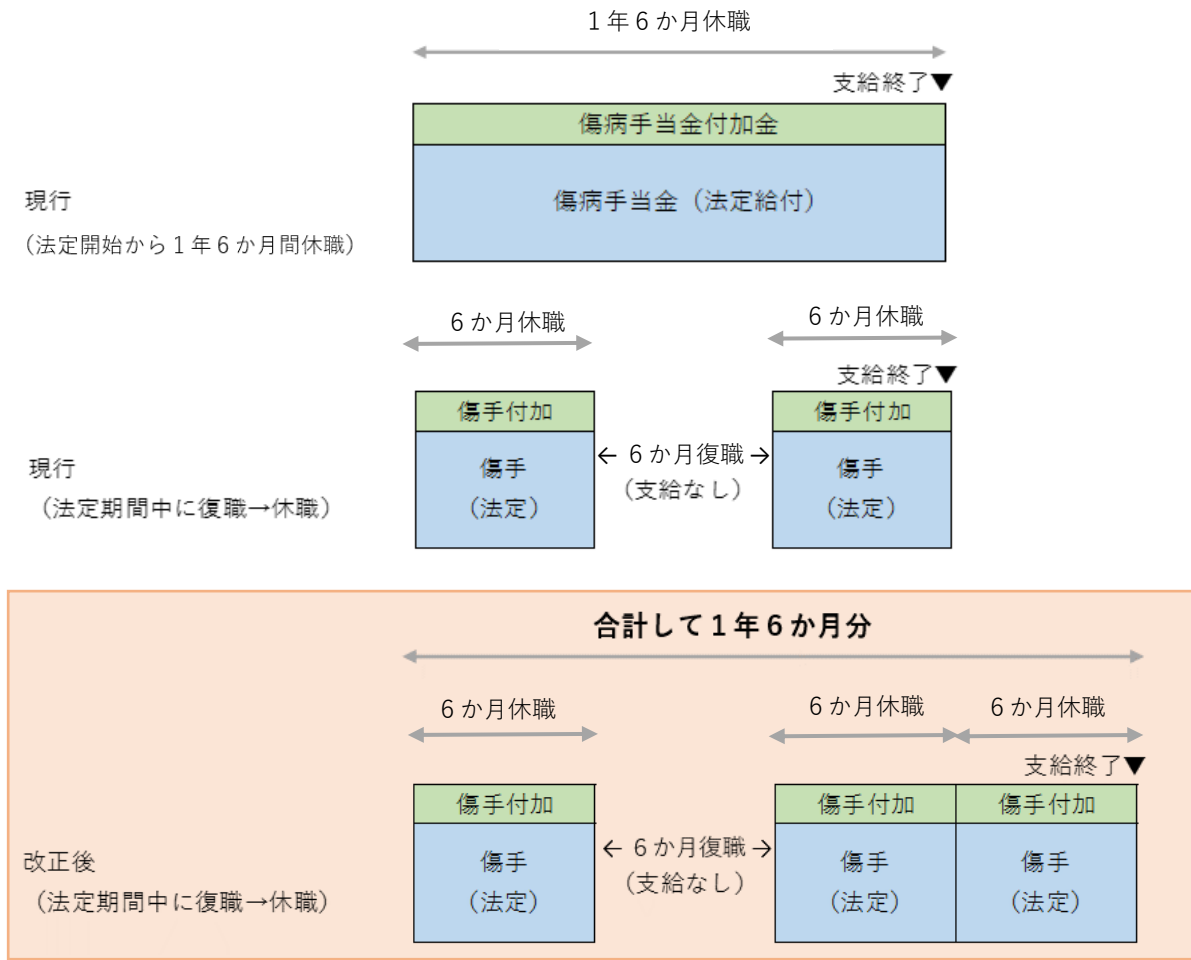
2. 法改正の施行日

令和4年1月1日

・対象となる方は、施行日時点で、傷病手当金支給開始日（法定開始日）から1年6か月以内である方となります。具体的には、**法定開始日が2020年7月2日以降の方です。**

例) 法定開始日が令和2年7月2日の方は、1年6か月後の法定終了日は、令和4年1月1日となります。つまり、令和4年1月1日の施行日時点で、法定開始から1年6か月以内のため、法改正後の制度適用者になるという考え方です。

3. 法改正後のイメージ



4. その他

- ・ 傷病手当金（付加金）支給終了後の延長傷病手当金付加金の取扱いにつきましては、今後見直しを検討してまいります（変更する場合は、別途ご案内いたします）。
- ・ 資格喪失後の継続給付に関しては、資格喪失日前までの請求期間は通算化の対象ですが、**資格喪失後に一時的に労務可能となり、その後再び労務不能となった分のご請求は通算化の対象外**となります。（健保法第104条関係）
- ・ 休職マニュアル等に、傷病手当金の案内を掲載している事業所におかれましては、情報を更新いただきますようお願いいたします。

適用給付レセプトグループ

外線：044-738-3010

※音声ガイダンス「3」を押してください。

内線：7129-5436,5463

担当：勝又、清水